

令和5年6月5日
防災・危機管理部
防災・危機管理課

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に伴う災害に係る 災害救助法の適用について

令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号に伴う災害により、住家に多数の被害が生じたことから、本県は1市に災害救助法の適用を決定しました。

災害救助法 適用市町村	法適用日	住家被害（世帯）		備考
		床上浸水	床下浸水	
【茨城県】 取手市 (とりでし)	6月2日	399	163	災害救助法施行令 第1条第1項第1号適用

※住家が滅失した世帯数は、全壊した世帯が1世帯で1世帯、半壊した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水した世帯が3世帯で1世帯とする。

【問い合わせ】

茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課
総務・危機管理担当 小林（敦）、瀧
TEL：029-301-2879